

和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について（案）

1 改正の趣旨

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）の改正等に伴い、本条例について所要の改正をする。

2 改正の内容 第１５２条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業員数についての規定

- （１） 栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能になることを受け、関連する規定について改正を行うもの
- （２） 条例制定当時の表記の誤りを正すもの

3 施行期日

令和７年４月１日から施行

改正後	改正前
(従業者の員数) 第 1 5 2 条 (略) 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3～1 2 (略) 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは介護予防サービス条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4～1 7 (略)	(従業者の員数) 第 1 5 2 条 (略) 2 前項第 1 号アの入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3～1 2 (略) 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは介護予防サービス条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4～1 7 (略)